

薬に関するお知らせ

① 処方について

厚生労働省の指導により、医師の診察を受けずに、薬（処方箋）をお出しすることは出来ません。必ず、医師の診察を受けてから「お薬（処方箋）」を出すようにしていますので、ご了承下さい。

② 院外処方箋への検査情報・身体情報の表示について

当院では、保険薬局との連携を強化し、より安全で安心な医療を提供できるよう、検査情報（血液検査結果）と身体情報（身長・体重等）の一部を院外処方箋に表示しております。検査情報と身体情報を保険薬局に情報提供することにより、処方箋の適正量や副作用の確などに役立っております。検査情報や身体情報を薬局に伝えたくない場合は、表示しないようにすることも出来ますので、主治医へお申し出下さい。

③ 院外処方箋の使用期限について

院外処方箋は医師が発行してからの使用期限が4日間（日曜、祝日含む）となっております。特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日間以内に保険薬局に提出してください。ただし、長期旅行等の特殊事情がある場合は、医師の判断により4日間を超えることも短縮することも可能です。

④ ジェネリック医薬品について

当院では、患者さまのご希望に応じてジェネリック医薬品の使用を促進しています。遠慮なく担当医師や薬剤師にご相談下さい。

⑤ 後発医薬品について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

⑥ 一般名処方について

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品の提供がし易くなります。

一般名処方についてご不明な点などございましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは、お薬の商品名ではなく、その有効成分を処方箋に記載することです。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上